

社会主義国家論

佐藤立夫

一 はしがき

二 社会学的国家論

三 社会主義国家論

四 無政府主義国家論

一 はしがき

国家の本質の問題は、一面においては国家と社会、他面においては国家と法との概念関係の問題として提起される。これは社会学的国家論 (soziologische Staatslehre) と規範的国法学 (normative Staatsrechtlehre) との対立の問題となる。またこれは自然的側面と規範的側面との対立であり、自然と法との対立は、実力と法との対立に還元されるのである。⁽¹⁾

国法学は国家的形式的のみを問題とし、超時間的抽象的国家を研究对象とし、国家を静態において理解するのに

対し、社会学的国家論は、国家の本質を、その社会的発展過程において捉えようとする。国家概念の研究にとって歴史的方法と社会学的方法を採用することは極めて重要であり、そのことによって一面的法律の見解の欠点が回避されるのである。⁽²⁾

(1) Kelsen, Allgemeine Staatslehre, 1925, S. 6. 清宮四郎訳・一般国家学一〇頁。

(2) Fischbach, Allgemeine Staatslehre, 1928, S. 47 f.

二 社会学的国家論

一八四八年のドイツ革命によって絶対主義の重圧から解放されたオーストリアにおいては一九世紀の中葉から検閲制度は廃止され、人間精神は自由に発展し、数学・物理学・化学のみならず、以前禁止されていた国家学の研究も復活し、特に一八四八年の革命以来荒れ狂っていた民族闘争が国家理論の領域において西ヨーロッパの政治学で採りあげられ、「民族とは何か」という問題が緊急な問題となった。このような問題は以前の国家論および西ヨーロッパの国家論では何等関心をもたれなかったところである。この問題の解決はオーストリアの内部闘争、諸民族間の激しい闘争および政党間の軋轢から社会学を基礎としてのみ解決されうるといふ認識が徐々に高まり、これが社会学的国家論の発生した直接の契機をなした。そしてオーストリアでは同時に「国家の社会学的理論」(Soziologische Auffassung des Staates)⁽¹⁾ 即ち「社会学的国家理念」(Soziologische Staatsidee)の研究が生じた。

この混乱した「種族闘争」(Rassenkampf)に解決を与えたのはウォード (Lester Ward, Soziologie von heute,

1904)である。彼は種族闘争の觀念をもつて國家論を基礎づけた。即ち社会学の研究にとつて、(1)博愛、(2)人類学、(3)生物学、(4)政治経済学、(5)歴史哲学、(6)特殊社会科学、(7)社会統計学、(8)団体理論、(9)社会分業論(デュルケム)、(10)模倣論(タルド)、(11)無意識社会強制論、(12)種族闘争としての社会学をあげ、すべてこの一二部門を相對的に評価した。すべて之等は社会学の一部門であり、この異質的方向を彼は「無数の小川は一つの大河に流れこむ」場合に譬え、異質的方向(一二部門)の流れが全体的にみて一つの大河(全体としての社会学)に集中しているのをみた。右に指摘した社会学の異質的要素を國家と関連して問題とするとき最後の「種族闘争」が國家論の中心問題となる。⁽²⁾

種族闘争の問題に対して歴史的社会的經驗主義の立場からアプローチした第一人者はグンプロヴィッツ(Ludwig Gumprowitz, 1838-1909)である。彼はラーバンド(Laband, 1838-1918)、ブルンチユリー(Bluntschli, 1808-1881)等に対抗して自然科学の影響の下に社会学の見地から國家を説明しようとした。グンプロヴィッツはオーギュスト・コント(August Comte, 1798-1857)の實証主義哲学の流れを汲み、⁽³⁾經濟的搾取を目的とする種族闘争を重視し、國家の發生および本質を優勝種族の征服に求める征服國家觀を確立した。國家の起源を征服に求める思想は必ずしも彼に始つたものではなく、その断片的研究は既に古代ギリシアの政治学に見出すことができるが、しかしこの思想を統一的に体系化するとともに法制史、民俗学、民族心理学に関する多彩な智識をもつて實証的國家論を確立した功績は彼に歸せらるべきであろう。

グンプロヴィッツは一元論^{モノイズム}の立場から社会現象も自然現象と同一の法則に支配されると説き、自然科学の影響の下に社会学の國家論の立場から歴史的社會過程を自然過程と見て、かかる過程の本質は、異質的要素と相互關係作用か

ら成るものとし、このような歴史的社會過程は社會共同態の多様な結合が相互に関連して發生するものと解する。国家もその例にもれない。国家もまた強者と弱者の各種族群が支配を繞る相剋關係の中から成立したものであり、社會学的國家論の任務は、かかる事實を研究することである。⁽⁴⁾

グンプロヴィッツによれば群の接觸や相互作用から生ずる社會過程には一つの基本法則が見出される。即ち種族乃至社會的に優勢な群が劣等なる群を征服し、自らの欲望充足の手段たらしめんとする傾向である。彼は種族群が社會の單位であると説く、人口増加による生存競争も個々人の間ではなく群の間に發生する。人口増加に悩まされる群は、より多くの資源、より多くの領域を獲得するために群の接觸と闘争が生じ、群の間に適者生存の法則が支配する。強力な群は存在し続けるけれども弱少群は消滅する。國家を構成するものは個人でも家族でもなく、それは種族群である。したがって國家内におけるすべての階級的差別が種族の差別に基くものであり、國家主權は常に少數の優秀群によって行われる多數の敗北群に対する支配組織に外ならない。國家は一般人民の共同福祉や正義の実現を目的とするものでなく、そこに支配するのは不自由と不平等であり、種族闘争や階級闘争は人類社會の永遠の内在的範疇である。⁽⁵⁾

種族闘争の社會学的理論によれば、國家は根本的には異質集團間の衝突から生れるもので、その衝突から一は他を支配する組織として國家が發生する。この社會群が社會力の担い手であり、その相互の權力關係は憲法および國家の内部組織や形式を規定する。このような認識に基いて國家學が可能となり、國家の社會学的認識に基いて、國家の本質を正当に發見し、國家學に新時代をもたらした「科學としての政治學」が可能となる。これはラッツェンホーフ

一によって継承されたのである。⁽⁶⁾

OPPENハイマー (Franz Oppenheimer, 1864-1943) は、グンプロヴィッツが自然主義的一元論の立場から精神的社会過程を自然法則とみたのに対し心理学的方法をとり、グンプロヴィッツが、その歴史的研究にあたり種族闘争に重点をおいたのに対し OPPENハイマーは経済史観の立場から、すべての政治は財の獲得方法の発達にはかならないと考えた。国家はすべて階級国家^{クラッセンユナイト}であったし、現在もまたそうである。別言すれば国家はすべて権利を異にし、所得を異にして支配と隷属とに編制された社会層又は階級から成る一の位階制度である。⁽⁷⁾

OPPENハイマーによれば国家とは征服群が被征服群の上に、その支配をおよぼし、かつ内部の反乱と外部の攻撃とに備えるための征服群が被征服群に課した一種の社会装置にはかならない。かかる征服は征服群による被征服群の経済的搾取以外の如何なる目的をもつものでもない。⁽⁸⁾ かくて国家とは境界と法の保護のための権力手段をもつ階級に分化した「地域的集団」(Rahmengruppe)にはかならない。これは国家の内容を示すもので社会学的国家観である。他方において、征服群のために被征服群にできる限り高く継続的に課税する唯一の目的をもって、被征服群に征服群が一方的に課した法的制度である国家の形式を示す法律学的国家観を展開した。

OPPENハイマーは歴史的国家の中に純粹な階級国家、階級の中に構成される社会的身分および領土や法を保障するための権力手段とみられる装置をみた。ここにおいて原始征服国家から封建国家、等族国家、絶対国家および現代立憲国家から階級なき社会、即ち「自由な市民社会」^{フライゼニブルガーションヤート}に至る一連の国家発展の図式を示した。⁽⁹⁾

OPPENハイマーは原始種族の発展を、(1)狩猟、(2)農業、(3)遊牧の三段階に分類し、遊牧時代において初めて富と

資本が生じ、家畜の頭数によって貧富の差が生ずる。この遊牧の段階に達した種族は狩猟種族もしくは農業種族を征服する。狩猟種族は敗退すると山中に逃亡し、一方遊牧種族は資本が固定しているからこれを追撃しない。したがってこの場合征服は永続せず搾取関係は成立しないから国家発生の余地は全くない。これに反し農業種族は土着しているから征服されると、その関係は永続性をもつ。この農業種族の奴隷化による搾取関係を維持する機関は国家である。

オッペンハイマーは人間が欲望を充足するには自己の労働により又は等価の労働の交換による場合と他人の財貨の掠奪による場合とを指摘した。前者は所謂経済手段であり、後者は政治手段である。⁽¹⁰⁾

国家発展の傾向は政治手段に対する経済手段の不断の闘争として展開してきたものであり、国家はこの政治手段の組織化されたものにはかならず、近代国家もブルジョアによる経済的搾取の機関に過ぎない。しかも将来は経済手段のみが行われ、国家そのものの本質が廃棄するようになる。それは進歩して政治手段でなくなり自由市民社会となる。別言すれば、従来の国家生活の内容をなす一階級による他階級の経済的搾取は消失して終う。それとともに諸階級も階級利害もはや成立しなくなる。国家とは政治手段によって結合された人と人との関係の総体概念であり、社会とは経済手段によって結合された人と人との関係の総体概念である。従来国家と社会とは混同して考えられていたが自由市民社会においては国家はもはや存在せず、唯社会のみが存在することになる。⁽¹¹⁾

オッペンハイマーの理論および彼の先駆者グンプロヴィッツの理論は、国家の中に被征服群に対する征服群の法的制度を見、それは征服群のために被征服群に対する課税を可能ならしめる法的制度にはかならず、国家は階級分裂の

ための機関に過ぎない。従つて被圧階級の搾取を目的とする。彼等は社会学的見地から国家を階級支配の道具と理解し、その歴史的社會過程を通じて国家の本質を解明しようとした点に社會学的國家論の功績がある。

ラッセンホフアー (Gustav Ratzenhofer, 1842-1904) もグンプロヴィッツの征服國家論を繼承した実証主義者であり、一元論者であつた。ラッセンホフアーによればすべての現象が本源力ウルクンフトに基く。この本源力は「生得アンゲボレンの関心インテレセ」として現れる。この「生得の関心」は、(1)繁殖のための種族的関心、(2)榮養のための生理的関心、(3)自我および自己保存のための個人的関心、(4)家族、種族、國家その他より大きな社會構成態に対する社會的関心、(5)宗教的信仰あるいは哲學的世界觀のための先驗的関心に分れて展開する。之等一切の関心は「生得の関心」から發したもので個々に獨立しているわけではない。かくの如き関心を通じて社會過程の分析を試みた。社會進化とは「生得の関心」がより高次の段階に自己を展開してゆく過程に外ならない。

グンプロヴィッツは社會現象を集團間の關係においてみたが、ラッセンホフアーもこの分析をさらに進めて社會現象を集團を形成する過程から説明しようとした。彼によれば社會要素は群ホルツである。それが諸々の集團に分裂することによって種族を形成する。社會發展の本質的手段たる戰爭は一の種族をして他の種族を征服せしめ、かくて後者に対する前者の支配を維持するため國家を成立せしめる。異つた種族間には必らず鬭争が生ずる。鬭争が生じないのは一方の種族が逃亡した場合だけである。鬭争の結果敗北群の虐殺となり、彼等の所有していた生活資料や土地が奪われる。種族鬭争は最初掠奪と虐殺であつたが、後にこれを奴隸とするようになる。これを転機として社會は血縁關係から離れ、この奴隸關係を維持する組織的支配制度として國家が發生した。

ラッツェンホーフアーは、国家を固定した実体でなく、個人と集団間の社会的関心の変化に対応して変化する一の過程だとみる種族闘争によって成立した征服国家は、権力に対する服従と経済的搾取を目的とするものであるが、それは次に文化国家へと変化してくる。文化国家が征服国家にとって代る程度に応じて個人的階級的相違が均等化され、社会過程の終点は智的道德的に最も完備した個人の指導の下に人間の文化的、政治的および社会的平等が実現される。ここに彼は国家の発生を種族闘争に求める根本思想を継承したもののグンプロヴィッツと離れた最大の理由がある。

- (1) Gumprowicz, Geschichte der Staatstheorien, 1926, S. 433.
- (2) Ebenda. S. 434 f.
- (3) Gumprowicz, Allgemeine Staatsrecht, 1897, S. 2.
- (4) Gumprowicz, Soziologische Staatsidee, 1902, S. 4; Kelsen, a, a, O. S. 25. 一般国家学五六頁。
 グンプロヴィッツにおいては法秩序の存立は必然的に不平等関係の存在を前提とする。即ちすべての法は不平等の秩序である。国家とは征服群による被征服群への抑圧手段として、そこに必然的に生ずる法的な不平等関係を法的に規律するために自然発生的に生じた統治機構にはかならない。(Gumprowicz, Grundriss der Soziologie, 1885, S. 203 f.)
- (5) Gumprowicz, Geschichte der Staatstheorien, S. 436.
- (6) Oppenheimer, Der Staat, 1919, S. 7. 広島訳・国家五頁。
- (7) Ebenda, S. 10. 国家一五頁以下。
- (8) Fischbach, a, a, O. S. 49.

- (9) Oppenheimer, a, a, O. S. 國家二一頁。
- (10) Ebenda, S. 16 f. 國家二五一頁以下、二五五頁。
- (11) Ratzenhofer, Die Soziologische Erkenntnis, 1898, S. 206.
- (12) Ebenda, S. 156-164; Gumprowicz, a, a, O. S. § 124, § 126.

三 社会主義国家論

社会主義国家論にとって基本的に重要なことは、第一に經濟形態、第二に国家形態である。社会主義が、その目的を達成するためには所謂冷厳な社会主義化の方式、統制經濟下における生産手段の共有および国家社会主義的管理指導を追究することである。⁽¹⁾

社会主義の定義は極めて多義多様にして、社会主義者自身の間においてさえ一致していないが、これを一言にしていえば、富の公正なる配分のため私有財産制を廢止し、土地、資本その他の財産を共有にすることである。少くとも私有財産制度を著しく制限して社会的統制を行わんとするのは社会主義の特色である。かかる社会主義の思想は資本主義的生産方法が、その下において發展した生産力を抑制しえず、生産方法と生産力との矛盾が幾多の社会悪となつて現れるに至つた点に、その發生の契機を見出すことができる。

近代の無政府主義も社会改良主義も、以上のような社会的矛盾を解決するために唱えられたものであるが、唯無政府主義の場合は個人の自由から出發し、強制秩序としての一切の国家權力を否定せんとした点において社会的統制を

行わんとする社会主義と異なる。次に社会改良主義は現存の資本主義的生産方法の枠内において一切の矛盾を解決せんとするにとどまる点において、生産方法そのものを変革せんとする社会主義と異なる。

社会主義は空想的社会主義 (utopischer Sozialismus) と科学的社会主义 (wissenschaftlicher Sozialismus) とに別れる。両者は今日の資本主義から社会主義への発展が、社会進化の必然的過程として具体的に把握されるか否かを規準として区別される。三大空想社会主義者たるサン・シモン、フーリエ、オーウエンは革命的でなく改良的である。唯物論、唯物史観に立脚せずして著しく理想主義的宗教的である。階級闘争的でなく議会主義的自由主義的である。その社会哲学、認識論はマルクス主義者と異なり、観念論的認識論が基礎となっている。別言すれば、彼等は一八世紀の啓蒙思想や合理主義的哲学に社会改革の基礎をおいたのである。その結果、彼等が理想とする未来社会を描くに精緻であればあるほど現実から離れた架空的なものにならざるを得なかった。

要するに、空想的社会主義は一八三〇年乃至四〇年代までの資本主義発展段階に相応ずる認識たることを示している。何故なら当時既に資本主義的生産方法は貧困、失業、恐慌等の種々の社会不安を生み出していたとはいえ、次の社会組織が如何なる形態をとるべきかの方向について十分に認識されておらず、次の社会を建設すべき歴史的任務を負わされたプロレタリアートが十分に組織化されて、その任務を意識するまでに至っていなかったため、之等の社会的病弊を鋭く意識した思想家達も、これが変革の手段や来たるべき社会組織について何等の具体的処方箋をもっていなかったのである。之等は何れも観念的、倫理的、空想的である点においてユートピア社会主義といわれる。

このような空想的社会主義に対して一九世紀中葉以後の社会主義運動と呼応し、マルクス、エンゲルスを通じて組

織的統一的認識を生むに至った科学的社会主義、所謂プロレタリア社会主義 (proletarischer Sozialismus) が生じた。これによれば資本主義社会は、一定の發展段階に達すれば必然的に内部矛盾をもたらず。それと同時にこの矛盾を克服すべき手段を作り出す。資本主義生産方法によって生み出されたプロレタリアートは経済的支配階級たるブルジョアジーとの闘争によって生産手段の私有制と、これに基く搾取とを止揚して、より高度の社会主義生産秩序に転化する。かくて初めて、「各人の自由なる發展が全員の自由なる發展の条件たる如き一つの結合」が生ずるのである。社会主義の歴史的發展をフィッシュンバッハは次のように説明する。⁽²⁾

第一に、ルソー (J. J. Rousseau, *Contrat social*, 1762) によるイデオロギー社会主義は、公共財産を人間の平等および普遍的正義の理念的視点から引き出した。これに対し革命的社會主義は、その学説をダーウインの進化論に基き、社会生活における自然科学法則の類推適用から出発して唯物史観としての社会哲学を建設した。そして社会秩序の基礎はマルクス、エンゲルスによって確立された。とくにエンゲルスの「空想から科学への社会主義の發展」(Die Entwicklung des Sozialismus von der Utopie zur Wissenschaft, 1880) において、第一に生産、第二に財の交換をあげている。原始農業から機械産業を伴う大企業に至るまで生産の必然的發展を通じて社会關係が変革される。それ故に社会生活の変革の原動力をなすものは技術的革新のみであり、人間の頭腦から発する社会生活と国家生活の新秩序の理念ではない。既存の社会秩序の変革は下層労働者階級のみによって達せられるものである。この階級闘争は国際的性格を帯びるものであり、それ故にマルクスによる労働組合は国際的基盤の上に立つ。——万国の労働者団結せよ——のスローガンはこの意味において理解されるのである。

第二に、社会主義国家は国民的労働国家を実現することを目的とする。従来の国家形態、即ち権力国家、階級国家においては主要な経済活動は個人によって行使されるが、社会主義国家においては社会の手中にある。この目的は個人の利潤ではなく勤労大衆の利潤を確保する点にある。この社会主義思想実現の形式として労働者の組合組織（グレンゼンヤート）が必要となる。この組合組織の長所は経済的基礎とともに法的基礎を確立する点にある。この組合組織形態は社会主義国家の将来の発展の細胞の一つと考えられる。経済的要請を規律するための組合組織は現代国家においても労働者保護、失業者保護等を通じて社会政策一般の問題に介入するようになった。

第三に、将来の社会主義国家を如何に実現するかという問題については、マルクス陣営内でも必ずしも意見が一致していたわけではない。一九二〇年代のドイツにおいて独立社会主義者および共産主義者に代表される暴力革命理論は現在の国家権力は間もなく暴力革命によって撲滅されねばならぬといひ、他方革命理論（ヒューゲルンク、テオドリ）によれば社会主義国家は、それ自体資本（経済）の自然的発展に基いて必然的に実現されると説くのである。

イギリスでは以前から高度な社会主義的内容を帯びていた新経済学説が展開していた。アダム・スミスの「国富論」(Adam Smith, 1723-1790. An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, 1766)、マルサスの「人口論」(Thomas Robert Malthus, 1766-1834. An Essay on the Principle of Population, 1798)、リカードの「経済学および課税の原理」(David Ricardo, 1772-1823. On the Principles of Political Economy and Taxation, 1817)は代表的なものであろう。特にリカード(3)は商品は労働者の生産物であり、商品の価値は労働力によって形成されるため価値は、すべて生産者たる労働者に帰属すべきであるとした「労働価値論」は産業革命によ

って没落した親方、職人のための反資本主義の理論として注目に価する。この労働価値論はロードベルトウス、エンゲルス等の多くの社会主義体系に継承されたのみならず、マルクスおよびロードベルトウスの価値論の基礎となった。

当時イギリスで社会主義思想を明確にしたロバート・オーウェン (Robert Owen, 1771-1858) は労働階級の地位の向上の理念を模範工場の設立に求め、自ら大紡績工場の所有者として労働時間の制限、児童の労働制限、工場監督官および国家による労働統計の作成を主張し、現代の工場法、その他の労働立法の発展に幾多の影響を与えた。⁽⁴⁾ オーウェンは既に一八〇〇年頃から労働者の貧困と惨苦とを目撃し、資本主義の弊害を感じ、雇傭者と被傭者との協調関係を主張し、貧困を救済し、労働者階級の地位向上のための社会改革を提唱した。このため五〇〇人乃至三〇〇〇人から成る家族共同態を単位として、これを養うに十分な土地を与えることを提案した。

なお彼は資本主義社会の病弊たる消費と生産の不均衡を是正するため「国民衡平労働交換所」(National Equitable Labour Exchange, 1832-3) の設立や富の交換の媒介物たる貨幣に代えて富の唯一の源泉である労働の時間的表示としての労働紙幣の使用を提案した。また彼は性善説の立場から人間の性格は、その生活環境によって左右されるとし、できるだけすべての人に平等の教育、労働者のための教育制度の確立を主張し、労働者の地位が向上すれば、私有財産が無用なものになる位に生産を促進させることができると信じた。このために労働組合全国連合会の結成、イギリスおよびアメリカにおける社会主義の実験、協同村の建設を試みたが、何れも失敗に終わった。彼は階級闘争を主張したのではなく、その根本思想は社会政策の立場からの労働階級の地位の向上にあったと見るべきであろう。

これに対し国民経済学の体系から社会主義の理論づけをしたのはオーウエンの弟子トンプソン (William Thompson, 1785-1833) である。⁽⁵⁾ 彼によれば、すべての価値は労働によって生産される。しかるに労働者は自分が創造した製産物のうち必要な生活費以上は与えられない。残余のものは地主および資本家の所得となる。資本家に許されるのは消費された資本財の補償分と彼自ら労働に参加している場合には熟練労働者としての所得だけである。企業家が生産手段を所有することに対する不正義を打破するために、彼は労働者が団結して生産組合を結成することを提案した。

フランスでは大革命が第三階級、即ちブルジョアジーの解放をもたらし、平等と博愛は第四階級(労働者階級)の理論となった。⁽⁶⁾

一八世紀の社会主義が国家形態に関心を寄せたのに対し、フランス革命後に現れたサン・シモン、フーリエの一派は政治問題を軽視し、これを社会経済問題の下位に置こうとした点に特色がある。大革命の体験が革命の進行中にこれを十分に立証していたのである。彼等の門下のある者は唯物史観についてのマルクスの所説と一致するところさえ見受けられた。曰く、「我等は断言する。社会に向って提出されうる最大かつ最重要の問題は産業の再組織又は現在の労働組織一切の改革である。改革の先鞭をつけるべきところは社会という建物の基礎構造であって、上部構造たる行政又は政治権力ではない」と。⁽⁷⁾

サン・シモン (Saint Simon, 1760-1825) は第三階級と特権階級との対立を、労働者と怠惰者との対立という形式において捉えた。怠惰者とは貴族、僧侶等すべての生産と商業に参加しない金利生活者であり、労働者とは賃銀勞

働者ばかりでなく製造業者、商人、銀行家等である。大革命後の経験によって怠惰者が政治の指導能力を喪失したことはいうまでもない。然らば誰が指導し支配すべきであるか。サン・シモンによれば科学と産業である。彼の思想体系の方向は精神と物質との関係をキリスト教思想において調整しようとする新社会哲学的理念の確立にあった。⁽⁸⁾

科学とは学者を意味し、産業とは活動的ブルジョア、製造業者、商人、銀行家である。ブルジョアは労働者と対立し、経済的に特権的地位を与えられ、銀行家は信用の調節によって社会的生産の総体を管理する任務に当るものとされ、これが当時のフランス大産業時代に適合する理論とされた。しかし彼が到る処で関心を向けたのは、最も多数で最も貧困な階級の運命であり、サン・シモンは「ゼネバ書簡」(Lettres d'un Habitant de Genève à ses contemporains, 1802)において、「すべての人間は労働すべし」と提言していることは、この間の事情を明らかにするものである。

彼は政治を生産の科学と解し、経済の中に政治が吸収されるべきことを唱え、人に対する政治支配が物に対する管理および生産過程の経営に変化するという立場から、国家の統治機構よりも産業組織を重視し、産業組織を通じて労働者階級をして生産所得に積極的に参加させる途を講じた。⁽⁹⁾

サン・シモンは所謂「産業家」を尊重し、労働者を重視し、人間による人間の搾取を極力排斥した。彼の産業家なる思想はサンデカリズムへの影響を通じて長くその輝ける地歩を確保したのである。かくして産業階級の支配に基づく新社会秩序の建設を企図し、かくの如き構想の下に議会の三部構造を提案した。

第一院は「創案院」(Chambre d'invention)にして公共事業についての創案および公の祭典を掌り、議員は三〇〇

名にして、その中二〇〇名は技術家、五〇名は文学者、二五名は画家、一五名は彫塑家、一〇名は音楽家から成る。

第二院は「検査院」(Chambre d'examen)にして、第一院の提案の審査および教育事業を掌り、議員は三〇〇名にして、その中一〇〇名は有機関係自然科学者、一〇〇名は無機関係自然科学者および一〇〇名は数学者から成る。

第三院は執行院 (Chambre d'exécution) にして、第一・第二院は諮問的であるのに反し、第三院は議決型にして、すべての産業部門内の首脳部を網羅する。

さらにサン・シモンは産業家尊重の立場から産業会議 (Conseil d'industries) を創設し、これに予算課税の立案権を与え、議会審議前に最も優秀な産業家達をして、これが事前審査に当らしめようとした。この会議は、商業会議所、工業会議所、銀行代表会議、農業会議代表一二名から成るものである。⁽¹⁰⁾ サン・シモンの主張は、要するに「産業家」なる思想の下に労働階級による新しい社会秩序の建設を意図するものであった。

サン・シモンの思想を地域共同態に適用したのはフリーエ (Charles Fourier, 1772-1837) である。フリーエの特徴は社会発展に関する解釈である。即ち、(1) 蒙昧時代、(2) 野蛮時代、(3) 家長時代、(4) 文明時代であり、この最後の文明時代は所謂ブルジョア社会であり、文明社会は野蛮時代において、単純に行われていた悪徳を複雑な曖昧な不明確な偽善な存在に作り上げる。また文明社会は悪循環、即ち矛盾をもって進行し、絶えず新たな矛盾を作り出して、これを解決することができないで反対の方向に到達する。文明社会の下にあっては豊饒過多のものの中から貧困が生ずる。かくてフリーエはヘーゲルと同じく、弁証法的手法を用いて、すべての歴史的段階が、その向上期を有すると同時に下向期を孕んでいることを警告した。カントが地球の究極的破壊を指摘したと同様に、フリーエは人類の究極

的破滅という考え方を歴史観の中に採用した。

さらにフリーエは労働を魅力あるものにするため単純労働を禁止し、不愉快な労働には高賃銀を支払い、最低賃銀の収入を保証し、剰余利得は一定の規準にしたがって配分されねばならぬとし、資本家、労働者を含む五〇〇家族の集団より成る共同態の創設を主張し、この組織を通じて貧困が消滅し、人間の自然的自由が保証されると説く。彼は産業化の将来もたらずであらう欠陥を衝き、真にプロレタリアートの幸福をもたらす共同生活を実現するために「田園生活の自然に還れ」という理想国家を提唱したが、この試みは何等の実践的效果を収めえなかった。⁽¹¹⁾

一八四八年の二月革命を転機としてルイ・ブラン (Louis Blanc, 1811-1882) の理論的実践的活動を通じて社会主義運動はユートピア的色彩を払拭して実践的政治運動となった。ルイ・ブランは全生産部門は労働者および資本家の結集する国家管理の生産組合によって経営される社会工場 (ateliers sociaux) を唱えた。その場合、資本家は資本から生ずる利子を与えられるが、利潤は労働者と同等に分配されるだけである。利潤の分配につき、一部が老人、病人、労働不能者に割り当てられることによって社会主義的配慮がなされた。彼はすべての生産部門の漸進的国有化を通じて重要産業の社会化、改良的社会主義を唱え、「労働組織論」(Organisation du travail, 1839) において労働権、社会工場を主張したのみならず、二月革命後労働問題調査委員会委員長として仮政府に入り、一連の社会主義法令を制定した功績は注目に価する。⁽¹²⁾

ドイツにおける社会主義思想は学問的文献としては、最初フィヒテ (Johann Gottlieb Fichte, 1762-1814) の「自然法の基礎」(Grundlagen des Naturrecht, 1796) をとり、「封鎖商業国家論」(Der Geschlossene Handelsstaat,

1801) 代表されている。⁽¹³⁾ フイヒテの社会主義の核心は理性国家であり、社会主義国家の構造は理性国家の分析を通じて解明される。社会主義の基礎概念としては所有権、生存権乃至労働権の問題である。生存の問題は快適に生きることである。各人は楽しく生きることを人間として要求し、この要求においてすべての人は平等の権利を有する。すべての人間は可能な限り平等に快適に生存しうるように分配がなされねばならぬ。各人の所有権乃至生存権の要請を社会経済生活において実現しようとするとき、之等の権利の確立が国家の積極的義務として要請され、社会国家が構成されるのである。⁽¹⁴⁾

彼の国家哲学はドイツ観念主義としての革命的活動主義であり、彼の最初の著作は封建的絶対主義の専制に反対して革命を擁護するものであったし、カント的倫理学とジャコバンの社会観による啓蒙的自然法論に基づくフイヒテの社会契約説は構成員の財産の比較的平等の配慮を社会に義務づけるものであったことはいうまでもない。⁽¹⁵⁾

このようなフイヒテの思想は、その後の社会主義学説に重要な影響を与えるものでなかったのに反し、⁽¹⁶⁾ ロードベルトウス (K. Joh. Rodbertus 1805-1875) は科学的社会主義の創設者と目されている。ロードベルトウスはサン・シモンやブルードン等の影響によって学問上活動したのみならず政治家としての広範な活動分野を展開した。彼もまたフイヒテと同様、義務を強調する観念論の立場をとる国家社会主義者として労働者の地位を改善し、増大する貧困化を阻止するため、労働者が増加する利潤の分配に預るための合理的賃銀制度を唱え、オーウェンと同様に労働収益の分配の適正化のため労働交換所を提案した。ロードベルトウスは労働収益の一割は国家の需要に、三割はそれぞれ地代および資本の利潤に、残りの三割は本来の労働に帰す。故に労働者が必要を満すために使用しうる額は平均労働

働一〇時間分の中、僅か三時間分に過ぎない。

ロードベルトウスはこれをもってオーウエンのように生産者を直接に結合し、金属貨幣に代えるにより正当な価値の尺度をもってしようとするに止まらず、進んで所有制度によりて作られた社会階級が、必ず、すべての国民所得に参与することを保障しようとした。とくに発明その他の改良により労働の生産力が高められる場合には労働者の報酬は土地、資本の所有者の収入と同じ比率に高まるであろう。しかるに今日では労働者の報酬は生産力増進の場合でさえ賃銀の鉄則によって生活必需の標準以下に抑えられている。⁽¹⁷⁾

現代国家においては富める者が法律的事實的に経済的自由を有するに反し、貧しき者の経済的自律は殆んど有名無実である。奴隸制、農奴制廃止以来、貧しき者の経済的自由も法律上もはや何等の制限もない。しかし彼等は生命に不可欠の生産手段を有しないから事実、彼等は土地および資本の所有者が彼等に与えんと欲するがままの就職の機会に割当に従う外に途はないであろう。今日の人的自由とは多くの者にとっては他人の個人的意志と個人的道德への不⁽¹⁸⁾断の従属、土地および資本所有者の意志への不断的従属、即ち奉仕と隷属にほかならないのである。

ロードベルトウスと対立して学問的領域よりも煽動的、オルグ的党派活動の領域で活躍した人にラッサール (Ferdinand Lassalle, 1825-1864) がいる。彼は一八六三年ドイツ労働者会議召集のための中央委員会に政治的社会的綱領を提案した。先づ経済目標としては全ドイツ労働者組合の設置を唱え、労働者階級の政治的指導権を認めた。これが後の社会民主党創立の契機をなした。次に政治目標としては普通選挙権を提案した。これを転機に社会主義と實際政治との結合がなされた。しかし彼の国家社会主義は観念論的立場と民族的特徴とをもつ点においてマルクスとは本

質的に異なるものである。⁽¹⁹⁾

マルクス (Karl Marx, 1818-1883) とエンゲルスは一八四七年の「共産党宣言」(Manifest der kommunistischen Partei) によってプロレタリア独裁は革命的方法によってのみ達成されることを主張し、労働者階級の階級闘争を支持した。

マルクス主義は「唯物史観」(Materialistische Geschichtsauffassung) といわれる。唯物史観は生産および生産物の交換が一切の社会制度の基礎であること、生産物の分配および、それとともに階級もしくは身分の社会的編成は如何にして生まれ、如何にして生産物が交換されるかによって定まること、このためにすべての社会的変化および政治革命の究極原因は正に生産方法および交換方法の変化に求むべきであるという命題^{テーゼ}から出発する。

マルクスは、その著「経済学批判」(Zur Kritik der politischen Ökonomie, 1859) の序文において、次の如く述べている。人間は生活の社会的生産において一定の必然的な、彼等の意志から独立した関係を結び、その生産関係は物質的生産力の一定の発展段階に対応する。之等の生産関係の総計が社会の経済構造を形成し、その上に政治的、法律的な上部構造が打ち建てられる。物質的生活の生産の方法が社会的、政治的、精神的生活様式を決定するのである。人間の意識が彼等の存在を決定するのではなく、反対に人間の社会的存在が彼等の意識を決定する。社会の物質的生産力は、その発展がある段階に達すると現存の生産関係と矛盾衝突する。そして従来の生産関係は今や桎梏と変化する⁽²⁰⁾。ここに社会革命の時代が来る。

マルクスによればこの変革は階級闘争^{クラッセンkampf}によってなされねばならぬ。即ち従来政治的権力装置として第四階級たる労働

働者階級を搾取するために国家を利用してきたブルジョアジーは、この闘争において征服され、国家によって搾取されたプロレタリアートがブルジョアジーに代って彼等の未来社会を作る。マルクスの根本思想はプロレタリア独裁の確立と発展にあり、この独裁はすべての階級を止揚し、プロレタリアートへの過渡期を意味することである。⁽²¹⁾マルクスの功績は、社会発展を弁証法的唯物論を基礎として、資本主義の経済的運動法則から社会主義への必然性を明らかにした点にある。

エンゲルス (Engels, 1820-1895) によれば、社会の共同利益を防護するため権力が必要であり、この権力は社会に階級分化が生じない限り、いまだ国家の権力というほどのものでなかった。これは国家権力の始源たるに止まった。後に生産力の増加による分業や戦争の結果、生れた奴隷制度のため支配階級が固定化し、その権力が被支配階級を搾取する手段とされるに至って始めて国家が発生した。国家は決して外部から社会に押しつけられた権力ではない。それはヘーゲルの主張するように、「人倫的理念の実現」(Wirklichkeit der sittlichen Idee) や「理性の形象および実現」(Bild und die Wirklichkeit der Vernunft) でもない。それはむしろ特定の発展段階における社会の一所産である。この社会が自身との解決しがたい矛盾に捲き込まれ、和解決しがたい、自ら駆逐しえない諸対立に分裂し、この対立を払いのける能力なきことを告白するものが国家である。しかし相対立する経済的利害を有する諸階級が自己および社会を無益な闘争のうちに消耗させないため外見上この衝突を抑え、これを秩序の枠内に制すべき権力が必要となった。そしてこの社会より現れ、しかも社会以上に存し、これと益々遠去りつつある権力が国家である。⁽²²⁾

国家は階級対立を拘束する必要から発生し、同時に之等階級の軋轢の中に発生したものであるから、通常国家は最も有力な経済的支配階級の国家である。そして階級は国家を介して政治上の支配階級となり、かくて虐げられた階級を抑圧し搾取する新たな手段を獲得する。故に古代国家は奴隷所有者が奴隷を抑圧するための国家であり、封建国家は貴族が農奴を抑圧するための機関であり、近代の代議制国家は資本による賃銀労働者搾取のための機関である。

歴史上の国家においては国民に与えられた権利が財産にしたがって段階づけられている。国家がプロレタリアートに対するブルジョアジーの防衛組織であるということである。すでにアテナイおよびローマの有産階級の場合がそれである。政治上の権力的地位が土地所有にしたがって編成された中世封建国家の場合がそれである。近代の代議制国家の場合がそれである。最後に有産階級は普通選挙権によって直接の支配を行う。被圧階級、即ちプロレタリアートが自己解放にまで成熟しない限り、彼等の大部分が現存する社会秩序を唯一の可能な秩序と認め、政治的には資本家階級の尻尾であり、最左翼であろう。しかし彼等が自己解放に向けて成熟するにしたがって、自らを独自の党として結成し、資本家達の代表者ではなくて彼自らの代表者を選出するようになる。だから普通選挙は労働者階級成熟の尺度である。

国家はそれ故に遠い昔から存在するものではない。国家なくして充分であった社会、国家および国家権力の予感さえもたなかつた社会がかつて存在した。経済的発達の一定の段階、即ち社会が必然的に階級への分裂と結合した段階に至って、この階級分裂のため国家が必要不可欠のものとなった。今やかくの如き階級の存在が必要でなくなつたのみならず、さらに生産の積極的妨害となるような生産発達の一段階に到達したのである。階級は恰もかつてそれが成

立しえなかつたと同様にまた必然的に消滅するであろう。階級とともに国家もまた必然的に消滅する。

国家はすべて例外なく支配階級の国家であり、すべての場合本質的に被圧階級、被搾取階級の抑圧機関である。階級支配を国家の本質とする以上、階級の消滅とともに国家が滅亡するというのは極めて当然の論理的帰結である。⁽²³⁾

マルクス主義国家観によれば、すべての国家権力は資本家階級の独占するところであり、法律、裁判、警察、軍隊等は何れも資本家の財産を擁護し、利潤を獲得させる道具に過ぎない。即ち社会階級相互間の権力関係の実体を根底とし、この表現が国法である。

社会主義は生産手段における私有財産の止揚を目的とする。積極的にこれを表現すれば、私有財産は労働からのみ得られるものである。この理論によれば、資本主義社会の現状はブルジョアジーによるプロレタリアートの搾取を意味する。財を作り出す労働のみが生産的である。ここでは特殊な資本家の任務は必ずしも必然的なものではない。剰余価値もしくは搾取としての資本家の利潤は拒否される。同じく特殊な資本機能たる利子も否認される。資本は搾取の手段に過ぎない。発達する資本の集中は絶えず増大する大企業の出現によって勤労大衆の没落をもたらしものである。その結果、独り多数のプロレタリアートと少数のブルジョアジーとが対立し、之等一部の少数のブルジョアジーの手による生産手段の独占は自然に新しき未来社会に移行する。別言すればプロレタリアートは全生産手段の所有を継承するに至る。⁽²⁴⁾

社会主義は生産手段の所有のみを排除するのに対し、共産主義は生産財のみならず消費財をも共同にし、社会又は集団によってこれを所有する社会制度をめざす社会主義的教義である。この限りで共産主義は市民の経済状態の平等を

生じさせない社会主義よりもより徹底している。⁽²⁶⁾個人にとって労働、相続、儉約によって資本構成の可能性が与えられるとき有産階級と無産階級との著しい不平等が企業の社会化にも拘らず必然的に生ずる。フランス大革命時代バブーフ (Babeuf, 1760-1797) が提唱した「平等な社会」(société des Égaux) と「共同福祉」(Le bonheur commun) は共産主義の理想国家においてのみ実現しうるのである。⁽²⁶⁾

この点で共産主義は社会主義の特殊な一形態ともいえると思う。生産手段が個人の所有から社会の所有に移行し、「人々がその労働に応じて公平な分配」を受ける平等の権利を享有する状態を指す社会主義と私有財産の撤廃が生産手段以外にまで徹底し、従って商品価値の原則が全く廃止され、完全な平等の原則が行われる状態を指す共産主義とは概念的には区別できるが、これを社会発展の法則として見るならば、両者は二つの異なる段階に相応するものである。

マルクスは資本主義社会から生れる新しき社会を共産主義社会といい、この共産主義社会の第一段階を普通に社会主義という。この段階において共産主義社会は、すべての点において経済的にも道徳的にも従来孕んでいた旧社会の残滓を背負わされている。かような共産主義社会の第一段階にあっては生産手段の私有についてののみブルジョア的権利は撤廃され、その他の部分、即ち社会成員への労働および消費品の分配の法則としてはブルジョア的権利は残存する。この限りにおいて国家もまた必要である。それは生産手段の社会的所有を防衛しつつ労働の平等と生産物の分配における平等を促進するからである。

そこで政治的に共産主義社会の第一段階たる社会主義においては、もはや資本家も階級もなく階級的抑圧もない範

困では国家は消滅しつつあるが、なお全く死滅アブステクトしていない。なお不平等を神聖化するブルジョアの権利の擁護が存続するからである。完全な共産主義社会のより高次の段階において国家が完全に死滅する。即ち社会が、「あらゆる人間がその能力に応じて、あらゆる人間がその欲望に応じて」という共産主義最高の原則が実現したとき、即ち人類が社会的共同生活の根本規律に従うことに慣れ、自発的に能力に応じて働くほど彼等の労働が生産的になったとき国家は完全に死滅するであろう。

マルクスはヘーゲル哲学から出発して急進的民主主義者から次第に社会主義者へと脱皮していった。自由と平等というフランス革命の理念をヘーゲル哲学の上に現実化しようとしたマルクスは、労働者の窮乏の原因を、資本主義的労働の中において人間の自己疎外を生む原因を発見し、これを解明するため経済学の研究に向った。

マルクスの思想を支えているのは抑圧され搾取されている労働者階級を解放しようとするヒューマニスティックな情熱である。それは人間の立場を回復するために非人間的な物象化された社会、物と物との関係の法則性や必然性を捉え、それに裏づけられた社会変革を行わなければならないと考えた。つまり人間の自己疎外を克服するために人間を疎外している物象化された社会関係を正確に捉えることが必要なのである。それはすべて労働者階級の解放という人間的情熱であった。

二〇世紀に入って先進資本主義諸国の労働者の状態は次第に改善された。それはマルクス主義がめざさせた労働者組織の団結、マルクス主義が生んだソヴェトを初めとする社会主義国の出現に直面して資本家階級が譲歩を余儀なくさせたからである。一八六四年ロンドンにおける第一インターナショナルの結成。その後、パリ・コンミュニンの

成立とその反動による第一インターナショナルの解散、第二インターシヨナルの復活とベルンシユタイン (E. Bernstein, 1850-1932) の修正主義の主張、第一次世界大戦の勃発と第二インターナショナルの崩壊などマルクス主義の運動は幾度かの挫折をこえて前進し、一九一七年のロシア革命によって世界史上不動の地位を占めた。

右はマルクス主義の歴史的評価の面であるが、マルクスの階級国家論の根本的欠陥は社会と国家とを相互に対立せしめた点にある。政治的現実においては両者は一つの統一体をなすものであり、根本的矛盾は経済力に対して政治的
(27) 国家組織が十分に適合していない点にある。

国家的強制秩序の内容が、一つの集団の他の集団への隸属、一つの生産形式から他の生産形式への推移によって決定的影響を受けることは否認しえない事実である。唯国家的強制秩序が生産手段の私有を法秩序によって保護せられた者が無産階級を搾取する以外何等の目的をもたぬというような考え方は誤りである。国家という強制秩序は多様な目的のための社会技術手段として搾取関係の維持にも役立ちうるとともに、その緩和にも役立ちうる。否、之等の廃棄、即ち生産手段の共有の保護にも使われうる。国家は異質的集団が衝突して戦った結果発生したとなす社会的国家論は、異質的集団が衝突する以前に国家的強制組織たることを否認しえないであろう。

国家の発生を集団内における生産関係の変更から説明する階級国家論は、国家発生以前の社会状態は無政府的な何なる強制秩序も存しない原始共產制であると考ええる。しかしこの考えは歴史上の所産ではなく、思弁的構成の結果であって、国家的強制秩序は不自然かつ不道徳な搾取関係の維持のためにのみ可能であり、この搾取関係とともに発生し、それとともに再び消滅するであろうという前提の上に立っている。この国家発生論は国家消滅論に帰着する。

生産手段が私有から、すべての者の共有に移ることによって搾取関係が克明されると、もはや強制秩序を必要としない。かくして強制秩序としての国家は不要となり死滅する（エンゲルス²⁸）。

唯物史観によれば、すべてのものが必然的因果法則から生じ、すべての歴史は物質の生成過程にはかならない。ここでは人間の理念ではなく経済が重要な要素である。各時代の経済関係は社会の下部構造を形成し、その上にすべての宗教的、哲学的、法律的、政治的諸観念が上部構造として君臨する。しかし之等の諸観念は単に経済から派生した二次的現象であろうか。否、経済現象さえも人間の精神に基礎をおく。経済価値の観念、経済発展の理論、技術革新の理論も人間の精神を離れては存在しえない。特に信教の自由、思想および良心の自由の如き基本権は、経済的内容とは直接何等のかかわりあいのないより高次の理念領域に存在する観念ではないだろうか。

- (1) Fischbach, a, O. S. 49 f.
- (2) Ebenda, S. 53 f.
- (3) Ebenda, S. 50.
- (4) Ebenda, S. 51.
- (5) Helfritz, Allgemeines Staatsrecht, 1949, S. 422. 松原訳・一般国法学三六七頁。
- (6) Fischbach, a, a, O. S. 50.
- (7) Brisbane, Social Destiny of Man. 1840. P. VIII.
- (8) Fischbach, a, a, O. S. 50.
- (9) エンゲルス・堺訳、社会主義の発展一五頁以下。

- (10) Lautand et Poudoux, *Le Federalism économique*, 1901, p. 19 f.
- (11) Fischbach, a, a, O. S. 50 f.
- (12) Ebenda, S. 51; Helfritz, a, a, O. S. 420. 一般国法学三六六頁。
- (13) Fischbach, a, a, O. S. 51; Helfritz, a, a, O. S. 422. 一般国法学三六六頁。
- (14) 南原繁・フイヒナの政治哲学二〇四頁以下。
- (15) 平野秩夫・フイヒン觀念主義の法哲学、法哲学講座四卷二三頁。
- (16) Fischbach, a, a, O. S. 51.
- (17) Anton Menger, *Neue Staatslehre*, 1903, S. 149 f. インテン・メンガー河村又介訳・新國家論、一五五頁以下。
- (18) Ebenda, S. 80. 新國家論八四頁以下。ロートヘルトウスは君主制擁護論の立場から民族政治を主張し、労働者に対する煽動的活動の展開には反対の立場をとつたためマルクス、ヘンゲルスの攻撃のまこととなつた (Helfritz, a, a, O. S. 433 f. 一般国法学三六八頁)。
- (19) Fischbach, a, a, O. S. 51; Helfritz, a, a, O. S. 424. 一般国法学三六九頁。
- (20) Marx, *Zur Kritik der politischen Ökonomie*, 1859, S. Vorwort.
- (21) Fischbach, a, a, O. S. 51.
- (22) Engels, *Der Ursprung der Familie, des Privateigentums, des Staates*, 1931, 24 Aufd, S. 177 f. ヲルクス・ヘンゲルス選集二三卷下四七三頁以下。
- (23) Ebenda, S. 181 f. ヲルクス・ヘンゲルス選集二三卷下四七七頁以下。
- (24) Fischbach, a, a, O. S. 52.

(25) 共産主義の先驅的闘士であるランドオーエルは「社会主義への宣言」(Landauer, Aufruf zum Sozialismus, 1911)において、現代の経済的奴隷制の三つの要点として、(1)土地所有およびそれから生れる小作地、地代、隷属関係、プロレタリアート、(2)交換手段による交換経済の財の流通、すべての需要に役立つ貨幣、(3)剰余価値、それは価格たるべきものは正当な価値であることを意味する。実際に価格は全労働賃銀の総計でない売手の利潤がこれに加わるものである。ランドオーエルはそれ故に価格は資本や財の生産ではなく労働の生産に還元されることを望んだ。ランドオーエルの学説は利他主義経済を知らざる思想家の代表であり、一般人の利己主義に直面して破綻した。(Fischbach, a, a, O. S. 54)。

(26) Fischbach, a, a, O. S. 54.

(27) Ebenda, S. 52.

(28) Kelsen, Allgemeine Staatslehre, S. 25 f. 一般国家学五七頁以下。

四 無政府主義国家論

無政府主義は個人を支配する一切の権力を否定し、社会的にも経済的にも個人を絶対自由の境地におこうとする政治理論である。無政府主義の核心は徹底的な自由の要求であり、これは社会主義が平等を追究するのと相対立する。無政府主義は国家の存在そのものを否定し、国家的強制をすべての悪の根源と解する。すべての政府は専制政治である。国家によって保障される所有権秩序は不正かつ公共福祉に反するものとして拒否される。⁽¹⁾ブレハノフが「社会主義と無政府主義」(Plekhanov, 1856-1918, Sozialismus und Anarchismus, 1894)で述べたことは、

政府主義は一種の空想主義であつて、根本においては個人的自由のエゴイズムといつても過言ではない。それは古典的自由主義の落し児である。

無政府主義者によれば、国家は非本来的邪悪な存在であり、国家を廃止することによつて黄金時代は到来されるといふ。⁽²⁾ 無政府主義に対する原理的対立は、強制秩序としての国家を根本的に否認するか是認するかという問題から出發する。固有の意味において無政府主義の精神的態度は他人の意志が自己の意志に課する強権の否認、他律に対する反感を意味する。自己の意志のみに従い、自ら制定した秩序にのみ服することを欲する原則をもつてすれば、秩序という思想は否認される。何故なら自己の意志に隸屬し、自ら制定した、従つて何時でも自ら変更しうる秩序に従うことは不可能であるからである。

この個人主義的無政府主義は、すべての當為規範の原則的否認であり、社会的なるものが、一つの客観的秩序であり、それが客観的規範、客観的価値の世界であるとすれば、この主観的なる世界に止まる無政府主義は、一つの社会的虚無主義である。これをもつてしては社会一般が把握できないのである。

無政府主義の主観主義社会論は認識論的唯我論と平行している。認識批判的唯我論は主観から出發するから主観的なるものの中に捉われ、客観的なるもの世界を否認せねばならぬ。然し社会論上の無政府主義も認識論的唯我論と同様に論理一貫しえぬものがある。前者は客観の否定を止揚する。判断において主観が判断の対象となり、變質されて最初拒否された客観となる。これと同様に無政府主義も最初に絶滅しようとした客観的社会的なるものの中に戻ろうとする。

個人主義的無政府主義は、この方法を辿って集合主義的無政府主義に転向する。ここでは自由は客観的価値原理、規範、当為として現れる。集合的無政府主義は無秩序を意味せず、それは社会的なるものの世界を是認する。しかしそれは右の世界を自然の秩序と同視する。集合的無政府主義は自然的社会状態へのすべての人為的干渉を否認し、自然への復帰を要請するのは自然の秩序を認めるからである。それは社会法則性を否認はしない。

無政府主義は非道徳的価値目的虚無主義ではない。むしろ倫理的規範である。あらゆる人為的干渉をもたぬ自然秩序は、最善の秩序であり自然的調和を表現する。この調和においては個人や集団のみの利益ではなく、すべての者の利益が保証される。国家的強制はこの調和の妨害を意味する。従って国家的強制がなくなれば自然の秩序が確保される。かかる秩序は、その内部において成員間に何等の対立もないから強制を必要としない。人間の本性に適った自然秩序は善であり、人間自身は元来善良なものであり、人間は唯、国家およびそれに必然的に伴う強制という国家の人為的秩序によってのみ悪しくなったので、ここに始めて強制が必要とされるのである。それ故に無政府主義は歴史上の国家を一つの害悪であり、一つの病理現象であると説明する。国家は最初は存在しなかった。社会の発展は自然的な、即ち天国のような自由な状態から出発して上級段階に至ると再び無政府状態に立ち戻るのである。⁽³⁾

無政府主義学説の最初の先駆者はイギリスの牧師ゴットウインである。彼は「政治的正義および一般の善と幸福に対するその影響に関する一研究」(W. Godwin 1756-1836, *An Enquiry concerning political Justice and its influence on general virtue and happiness*, II, 1793) において、政府および私有財産を否定し、現状ではある程度の政治的権威は必要であるが、ゴットウインの目標とするところは社会的生産物を平等に分配する社会であり、かかる

国家なき新社会秩序は時代の発展とともに必然的に自由な方法で実現されると説くのである。

この見解に対立するものとしてシュテイルナー (Max Stirner, 1806-1856) は「唯一者とその所有」(Der Einzige und sein Eigentum, 1845) において絶対的エゴイズムの立場から、極端な個人主義を主張し、自我のみが實在であり、その他一切のものが自我に仕える限りにおいてのみ価値を有するものとなし、家族、国家、社会も自我の前に消滅するという。即ち個人の目的は公共福祉の促進ではなく自我の利益を促進することにある。社会的団体も自己の利益追求のための結社という形においてのみ存在する。かくて彼は国家と国家的所有秩序を拒否し、その代りに完全に自由な人間の協力が行われる「利己主義者の結社」(Verein der Egoisten) を提案した。⁽⁴⁾

ゴットウインとシュテイルナーによって代表されるユートピア無政府主義は個人主義的であって、今日の社会組織の私的経済、およびそれと密接な関連をもつ私有権を維持しようとするのに反し、科学的無政府主義は自由に構成された集団が労働力および財貨の生産消費を掌りすべての財貨とくに生産手段も当然、その集団の手中に委すのである。⁽⁵⁾ 科学的無政府主義は共産主義的である。各種の生活目的、とくに衣食住の生産分配は自由意志で作られた集団がこれを掌る。この集団の目的、地域の範囲および成員の数は当事者がこれを決定するのである。

科学的社会主義の父といわれるブルードン (Pierre Joseph Proudhon, 1809-1865) は⁽⁶⁾ 「財産とは何か」(Qu'est-ce que la propriété? 1840) において、すべての人間関係において正義が基準となるべきだという理念の上に、私有財産、国家および家族等一切の権力、制度を否定した。この立場から、彼は人間による人間のすべての支配関係と同じく一切の国家権力を否認し、最高権力ではなく個人の契約意志のみによって支配される社会組織を提唱した。こ

の契約によって構成される自由結社は、従来国家が遂行していたと同じ機能を果すものであるが、国家的性格を有するものでない。「財産は盗難品である」(Eigentum ist Diebstahl) というブルードンの主張にも拘らず、彼は個人の生産した財に対し広範な処分権を保障しようとした。ブルードンによれば秩序と正義とは一つの自然的調和を生ずるもので、これを国家的強制によって攪乱すべきでない。国家的強制は契約の履行のためにのみ存するのであり、契約の締結は個人の意志に依存する。無政府主義社会においては貨幣および利子は消滅し、交換銀行が経済の調整を行う。

ブルードンの無政府主義はロシアの職業革命家バクーニン (Bakunin, 1814-1876) とクロポトキン (Kropotkin, 1842-1921) によってさらに発展した。両者はともに科学的無政府主義の立場から現在の国家機構の善悪からではなく、国家はその発展段階で必然的に他の社会形態に移行し、これは社会革命によってのみ達成することができる主張する。新社会生活の形式の萌芽としてはカルテル、組合がある。その上に将来の自由社会は各人の自由に応じて再建されねばならぬ。⁽⁷⁾

バクーニンは人間の自由は国家の否定によって達成されると考え、自由な共同体の自由連合を唱え、労働階級の搾取のために役立つにすぎない国家と法律とは過渡的段階の必要悪であり、契約に基く自由社会の実現のためには暴力手段によって国家権力を絶滅する必要がある。クロポトキンは村落共同体に基く社会主義都市の農村化を主張した。私有財産制度に関してはバクーニンは共産主義的立場よりも社会主義的立場をとる。彼は私有財産には根本的に触れないで単に生産手段を社会化しようとした。これをマルクス主義の如く中央集権的とせず、地方分権的にする。⁽⁸⁾

クロポトキンは、これに反して絶対的共産主義の立場から生産手段のみならず消費手段も社会化しようとした。ク

ロポトキンは相互扶助説の立場から出発して、強制的支配のない各人が完全に独立した地域的職業的集団から成る社会の建設を目指した。それは各人の自由契約による自由連合の形式においてできるのであるから、「各人は能力に応じ各人は必要に応じての社会」が実現するのである。⁽⁹⁾

科学的無政府主義の間にも使用物の分配に関して社会主義と同様に異説が分れている。パクーニンは無政府主義社会では各人の労働に応じて享樂手段を分配すべきであるという。この社会では労働収益権が認められねばならぬという意見から出発する。これに対し、第二の意見は全労働収益権の貫徹には国家権力を借りなければ実行しがたい組織が必要である。無政府主義社会では現存する享樂手段を誰れでもその需要する分量に応じて受けとることを許す。唯この分量が十分存しない場合に初めて分配を行うというのである。この分配も国家権力を全く欠くときは実行しがたいためである。

無政府主義社会秩序の創設については多くの論者は、社会革命後は既存の財貨を何等の補償なくしてその所有者から奪取すべきであるという点において一致しているが、国家と法律なくして如何にしてこの莫大な量の財貨を自由に構成せられた無数の集団の間に分配することができるか、如何にして無限に多様な経済的労働が社会に保障せらるべきかという疑問が生じてくることは否定しえない。ユートピア無政府主義論者のいうように無政府主義によって人間の考え方が完全に変るということを信じない限り、無政府主義は一方では集団制度によって成員間の闘争を無限に拡大し、他方においては国家の廃止によって、これが平和的解決の手段を全く喪失するという結果をひき起すであろう。⁽¹⁰⁾

(1) Fischbach, a, a, O. S. 55.

(2) 無政府主義によれば、国家は人と人との自然的関係の発展を阻害する一の技巧的なものと考えられる。国家から解放された社会、そこでは、もはや人為的強制法ではなく相互的關係の自然法則、フーリエの所謂「情熱の吸引力」(attraction des passions)が支配するのであるが、この社会こそは自然状態であり、自然秩序である。即ちバクーニンのいう如く、社会は正式に公然と權威をもつて強制されるものでなく自然に生成するものである。(ゾムバルト・林要訳・社会主義及び社会運動、五四頁)。

(3) Kelsen, a, a, O. S. 27. 一般国家学六四頁以下。

(4) Fischbach, a, a, O. S. 55.

(5) Ebenda, S. 55; Helfritz, a, a, O. S. 428. 一般国法学三七三頁。

(6) Fischbach, a, a, O. S. 55; Helfritz, a, a, O. S. 428. 一般国法学三七二頁。

(7) Fischbach, a, a, O. S. 56.

(8) Ebenda, S. 56; Helfritz a, a, O. S. 428. 一般国法学三七三頁。

(9) Fischbach, a, a, O. S. 56; Helfritz, a, a, O. S. 428. 一般国法学三七三頁以下。

(10) Menger, a, a, O. S. 12 f. 新国家論一二頁以下。